三　障害共済年金の年金証書の記号及び番号
四　加給年金額対象配偶者となるべき者の氏名及び生年月日
五　加給年金額対象配偶者となるべき者を有するに至つた年月日及びその事由
六　加給年金額対象配偶者となるべき者が法第九十二条第四項において準用する法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた日並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　加給年金額対象配偶者となるべき者の生年月日及び請求者との続柄を明らかにする市町村長の証明書又は戸籍抄本及びその者が請求者によつて生計を維持していることを証明する書類
二　加給年金額対象配偶者となるべき者が請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明する書類

第百四十七条第一項に次の一号を加える。
八　加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨（その者が加給年金額対象配偶者であるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨）

第百四十七条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二　加給年金額の対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入金額を証する書類その他の必要な書類

第百四十七条の二第一号中「法第七十六条第一項」を「法第七十六条の二第一項」に改める。

第百四十七条の三第一項第四号中「維持している旨」の下に「（その者が加給年金額対象配偶者であるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨）」を加える。

第百五十七条第一項第三号中「維持している旨」の下に「（その者が加給年金額対象配偶者であるときは、その者の氏名、生年月日及び受給権者との続柄並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨）」を加える。

別紙様式第二十三号の注意事項3⑴ア及びイ中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附　則

1　この命令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この命令の施行の際現に交付されているこの命令による改正前の別紙様式第二十三号による特別療養証明書は、この命令による改正後の別紙様式第二十三号の様式によるものとみなす。

○内閣府・財務省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法（平成七年法律第百五号）の規定に基づき、保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　直人
財務大臣　野田　佳彦

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条において」を削り、同条第二項中「法第百三十条の」の下に「保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めた」を加える。

第三条第二項中「貸借対照表の」を「貸借対照表又は連結貸借対照表の」に改め、「その他有価証券をいう」の下に「。第七条第二項において同じ」を、「差額」の下に「又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」を加え、同条第三項中「貸借対照表」を「貸借対照表又は連結貸借対照表」に改める。

第四条第五項中「貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」を「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」に改める。

第五条第四項中「貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」を「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」に改める。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（保険持株会社の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第六条　法第二百七十一条の二十九第二項の保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　保険持株会社の配当の禁止又はその額の抑制 三　役員賞与の禁止又はその額の抑制 四　一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 五　子会社等（保険会社及び少額短期保険業者を除く。）の株式又は持分の処分 六　その他金融庁長官が必要と認める措置
第二区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセント以上一〇〇パーセント未満	